#### 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

建	築主氏名		建築物名称		
作成者氏名			建多	<b>桑</b> 物所在地	
				ぬ の概要	
	事務所住所			用 途	
	TEL			構造・階数	
	FAX			延べ床面積	

※施設等の欄の「第〇条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

#### 〇一般基準

施設等	チェック項目	
	①出入口 (②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち 1 以上の出入口。)	-
出入口	(1) 幅は 90cm以上であるか	
(省令第2条)	(2) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる 構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる1 以上の出入口	_
	(1) 幅は 120cm以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	①幅は 180cm以上であるか	
	(50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は 140cm以上)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか^	
廊下等	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造 で、かつ、その前後に高低差がないか	
(省令第3条、	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障が	
告示第 1488 号)	ないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか	
	(視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。	

- 7 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。 簡良スは関新聞のエー間に近接するがある。 (告示第 1489 号第一) ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ・ 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

施設等	チェック項目	
	①幅は 140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅 10cmまでは、ないものとみなして算定することが できる)	
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか	
7胜 5几	③踏面の寸法は、30cm以上であるか	
階段 (省令第4条、	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
告示第 1489 号)	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
ロ <b>小州 1700 </b>	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を 容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか®	
	⑨主たる階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他 の昇降機の設置 (省令第5条)	多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る)を 設けているか。	
	①幅は、階段に代わるものは 150cm以上、階段に併設するものは 120cm以上であるか	
	②勾配は 1/12 以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④高さが 16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
傾斜路	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
(省令第6条、	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易	
告示第 1488 号)	に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか 10	
	⑧①~③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	

- 8 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1489 号第二) 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

  - 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
- 9 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。 (告示第 1488 号第二)
- 10 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1489 号第三) ・ 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ・ 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 ・ 主としても 1 動車の駐車の用に供する配記 120 である場合

  - 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

施設等	チェック項目	
	<ul><li>①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用</li></ul>	
	者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階	i
	に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに 1 以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	_
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	_
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けてい	
	るか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	_
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
エレベーター	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
(省令第7条、	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
告示第 1487 号)	VV liber limit. From SEE 403 GH	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	_
	(1) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けてい   るか	
	(6) 籠の幅は 160cm以上であるか	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90cm以上であるか	
	(8) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、	
	①に該当するもの 11	_
	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知	
	らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内	
	その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であ	
	るか	
	(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けて	
	いるか	

11 エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第 1486 号)

# エレベーター関係基準整理表

## ○建築物移動等円滑化誘導基準 (第7条)

	多数の者/主として高齢者、 障害者等が利用		不特定多数の者が利用	
	すべての昇降機	1以上の昇降機	すべての昇降機	1以上の昇降機
必要階停止	_	0	_	0
出入口幅	80cm	80cm	80cm	90cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm
乗降ロビー高低差排除	0	0	0	0
乗降ロビー幅・奥行き	150cm	150cm	150cm	180cm
車いす使用者対応制御装置	_	0	_	0
停止予定階・現在位置の表示	0	0	0	0
昇降方向の表示	0	0	0	0
かご幅	_	140cm	140cm	160cm
車いすの転回に支障がない構造	_	0	0	0
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	_	0	_	0
制御装置の点字表示	_	0	_	0
昇降方向の音声案内	_	0	_	0



主として視覚障害者が利 用するものに限る 自動車車庫に設 けるものを除く

施設等	チェック項目	
44.74 / 145.54	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・ 籠の定格速度が 15m/分以下、かつ、床面積 2.25 m以下で、昇降行程 4m以下のもの ・ 階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	_
特殊な構造 又は使用形態の	(1) 平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものであるか	
エレベーター	(2) 籠の幅 70cm以上、かつ、奥行き 120cm以上であるか	
その他の昇降機(省令第8条、	(3) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分 に確保されているか	
告示第 1485 号)	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ち	
	ながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚 以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	_
	(1) 平成 12 年建設省告示第 1417 号第一ただし書に規定するものであるか	
	①各階の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用す	
	でも聞いている。 はエに、早旬」で用す角で房及び高齢者、障害者等が1月に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房(オストメイト対応)を設けているか	
	②階の便房の総数が 200 以下の場合は当該便房の総数の 1/50 以上、階の便房の総数が 200 を超える場合は当該便房の総数の 1/100 に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用便 房を設けているか	
	(1) 腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2) 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
便所	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上であるか	
(省令第9条)	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開 閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に 高低差がないか	
	⑤便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を 1 以上、設けているか (当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に 車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ)	
	⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか。	

施設等	チェック項目	
	①客室総数が 200 以下の場合は客室総数の 1/50 以上、客室総数が 200 を超える場合は 客室総数の 1/100 に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	_
	(1) 幅は 80cm以上であるか	
	(2) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる	
	構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	_
	(1) 便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
ホテル又は	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
 旅館の客室	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は 80cm以	
	上であるか	
(省令第 10 条、	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的	
告示第 1484 号)	に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、そ	
	の前後に高低差がないか	
	④車椅子使用者用客室の浴室等(同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代	_
	替可能)	
	(1) 車椅子使用者用浴室等	_
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	_
	(ア)幅は 80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過でき	
	る構造で、かつ、その前後に高低差がないか	

施設等	チェック項目	
加山大村	①幅は 180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造	
	で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	_
	(1) 幅は 140cm以上であるか	
	(手すりが設けられた場合は、手すりの幅 10cmまでは、ないものとみなして算定するこ	
	とができる)	
	(2) 蹴上げの寸法は 16cm以下であるか	
	(3) 踏面の寸法は 30cm以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより	
	段を容易に識別できるものとしているか	
	(6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
敷地内の	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降	
通路 通路	機を設けているか	
(省令第 11 条、	⑥傾斜路	_
告示第 1488 号)	(1)幅は、段に代わるものは 150cm以上、段に併設するものは 120cm以上であるか	
	(2)勾配は 1/15 以下であるか	
	(3)高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けているか	
	(勾配が 1/20 を超えるものに限る。)	
	(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すり	
	を設けているか	
	(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容	
	易に識別できるものとしているか	
	  ⑦敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が	
	地形の特殊性により上記①~⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)~(3)は、	–
	建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	
	(8①、③、⑤、⑥(1)~(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用する。	
	用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除	
	く。この場合、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	①全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数の 1/50 以上、全駐車台数が 200 を超える	
	│ 場合は当該駐車台数の 1/100 に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けてい	
駐車場	るか 「A) t= th oso NU Lort 7.4	-
(省令第 12 条)	(1) 幅は 350cm以上であるか	-
	(2) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	-
	に設けているか	
	①客席総数が 200 以下の場合は客席総数の 1/50 以上、客席総数が 200 を超え 2,000 以下	
劇場、観覧場、	の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客	
映画館、	席の総数の 75/10000 に 7 を加えた数以上の車椅子使用者用客席を設けているか	
	②車椅子使用者用客席の構造	
又は公会堂の客		-
席(少会等 10 冬の	(2)奥行きは 120cm 以上であるか	-
(省令第 12 条の	(cyplate) I S cos os	4
2)	(4)車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であるか	-
	(5)同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けているか	4
	③客席総数が 200 を超える場合、①の規定による車椅子使用者用客席を 2 箇所以上に分散	
I	して設けているか	J

	·-	911
	①1 以上の浴室等	_
	(1) 車椅子使用者用浴室等	_
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
浴室等	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
(省令第13条)	(2)出入口	_
	(ア)幅は 80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過でき	
	る構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近	
╆━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	
│ 標識  (省令第 14 条)	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
(省市第14条)	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210 に定められて	
	いるときは、これに適合するもの)であるか	
	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、	
	便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか	
案内設備	(配置を容易に視認できる場合は除く)	
(省令第 15 条、	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又	
告示第 1483 号)	は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により	
	視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

#### ○視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか 12	
案内設備 までの経路 (省令第 16 条)	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等 及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害 者を誘導する設備を設けているか (進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 <sup>13</sup> には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

- 12 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第 1489 号第四)
  - 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
  - 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、 かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合
- 13 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)
  - 勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
  - 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合